

# 中部大学大学院 学則

---

2013年度

---



中部大学

# 中部大学大学院学則

## 第1章 総則

第1条 中部大学大学院(以下「大学院」という。)は、学部教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

## 第2章 組織

第2条 大学院に、次の研究科を置く。

工学研究科

経営情報学研究科

国際人間学研究科

応用生物学研究科

生命健康科学研究科

教育学研究科

第3条 大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第5条 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

第6条 各研究科に、次の表に掲げる専攻及び課程を置く。

研究科名	専攻名	課程
工学研究科	機械工学専攻 電気電子工学専攻 建設工学専攻 応用化学専攻 情報工学専攻	博士課程
経営情報学研究科	経営情報学専攻	博士課程
	経営学専攻	修士課程

国際人間学研究科	国際関係学専攻 言語文化専攻 心理学専攻 歴史学・地理学専攻	博士課程
応用生物学研究科	応用生物学専攻	博士課程
生命健康科学研究科	生命医科学専攻	博士課程
	看護学専攻	修士課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程

2 研究科及び専攻ごとの教育研究上の目的は、別表1のとおりとする。

### 第3章 収容定員

第7条 各研究科の収容定員は、次のとおりとする

研究科名	専攻名	博士前期課程 又は修士課程		博士後期課程		合計収容 定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
工学研究科	機械工学専攻	10	20	4	12	32
	電気電子工学専攻	18	36	4	12	48
	建設工学専攻	16	32	4	12	44
	応用化学専攻	10	20	4	12	32
	情報工学専攻	16	32	4	12	44
	計	70	140	20	60	200
経営情報学 研究科	経営情報学専攻	15	30	3	9	39
	経営学専攻	20	40	—	—	40
	計	35	70	3	9	79
国際人間学 研究科	国際関係学専攻	4	8	2	6	14
	言語文化専攻	4	8	2	6	14
	心理学専攻	4	8	2	6	14
	歴史学・地理学専攻	4	8	2	6	14
	計	16	32	8	24	56
応用生物学 研究科	応用生物学専攻	24	48	6	18	66
	計	24	48	6	18	66
生命健康科 学研究科	生命医科学専攻	12	24	3	9	33
	看護学専攻	6	12	—	—	12
	計	18	36	—	—	36
教育学研究 科	教育学専攻	12	24	—	—	24
	計	12	24	—	—	24
合計		175	350	40	120	470

## 第4章 授業科目及び履修方法

第8条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとし、各研究科における授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

2 授業は、講義、演習のいずれかにより又はこれらの併用、その他により行うものとする。

3 授業等は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定による夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

第9条 前条の授業科目の履修方法は、研究科ごとに別に定める。

2 研究指導は、大学院が適格と認めた教員（以下「研究指導担当教授」という。）が行うものとする。

3 専攻の研究指導担当教授が必要と認めるときは、他の研究科・専攻の科目を指定して、履修させることができる。

4 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で当該専攻において修得したものとみなすことができる。

第9条の2 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 大学院で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科名	専攻	免許状の種類
工学研究科	応用化学専攻	高等学校教諭専修免許状(理科)
	機械工学専攻 電気電子工学専攻 建設工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)
	情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状(情報)
経営情報学研究科	経営情報学専攻	高等学校教諭専修免許状(情報・商業)
国際人間学研究科	国際関係学専攻	高等学校教諭専修免許状(公民)
	心理学専攻	高等学校教諭専修免許状(公民) 中学校教諭専修免許状(社会)
	言語文化専攻	中学校教諭専修免許状(国語・英語) 高等学校教諭専修免許状(国語・英語)
	歴史学・地理学専攻	高等学校教諭専修免許状(地理歴史)
応用生物学研究科	応用生物学専攻	
	農業コース	高等学校教諭専修免許状(農業)

	理科コース	高等学校教諭専修免許状(理科)
生命健康科学部	看護学専攻	養護教諭専修免許状
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状

第 10 条 大学院が教育上有益と認めるときに限り、他の大学の大学院との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て当該大学の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修し、修得した授業科目の単位は 10 単位を超えない範囲で大学院の修了に必要な単位に算入することができる。

3 他の大学の大学院での履修の期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、特別の理由のある場合には、協議の上、更に 1 年に限り延長することができるが、履修の期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

4 他の大学の大学院での履修期間は、大学院の在学年限に算入する。

5 各研究科において、教育上有益と認めるときは、学生は他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

第 10 条の 2 大学院が教育上有益と認めるときに限り、学生が、大学院に入学する以前に大学院又は他の大学の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

第 10 条の 3 大学院において教育研究上特別の必要があると認めるときは、他の研究所等の研究者を大学院客員教授に委嘱する等の方法により、学生が当該研究所等において研究指導等を受けることができる（連携大学院方式）。

## 第 5 章 課程修了の認定

第 11 条 修士課程又は博士前期課程の修了には、2 年以上在学し、専攻の授業科目について次の表に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課程の目的に応じ、修士の学位論文又は特定の課題についての研究の成果を提出し、その審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

研究科名	単位数
工学研究科	30
経営情報学 研究科	32
	40

国際人間学研究科	3 0
応用生物学研究科	3 0
生命健康科学研究科	3 0
教育学研究科	3 0

- 2 第9条第4項、第10条第2項及び第10条の2第2項の規定により修得した単位については、合せて10単位を超えない範囲で前項に定める単位に算入することができる。

第12条 博士後期課程の修了には、3年以上在学し、専攻の授業科目について次の表に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出し、その審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間（生命健康科学研究科博士後期課程を除く。）に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（前条ただし書の規定による在学期間1年をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。

研究科名	単位数
工学研究科	8
経営情報学研究科	2 4
国際人間学研究科	8
応用生物学研究科	8
生命健康科学研究科	1 0

- 2 生命健康科学研究科博士後期課程において優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第10条第2項及び第10条の2第2項の規定により修得した単位については、合せて10単位を超えない範囲で第1項に定める単位に算入することができる。

第13条 各履修授業科目の単位修得の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとし、毎学期又は毎学年末に行うものとする。

2 授業科目の単位修得に係る成績評価に関する事項は、別に定める。

第14条 試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき学位論文を中心として、これに関連のある科目について筆記又は口頭により行うものとする。

第15条 学位論文は、一部作成し、専攻の研究指導担当教授を通じて指定の期間内に所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。

第16条 学位論文の審査及び試験については、各研究科委員会が審査委員会を設けて行う。

## 第6章 学位及びその授与

第17条 第11条の規定に基づき、修士課程又は博士前期課程の修了要件を充足した者は、各研究科委員会の議を経て、修士の学位を授与する。

- 2 第12条の規定に基づき、博士後期課程の修了要件を充足した者には、当該研究科委員

会の議を経て、博士の学位を授与する。

3 修士及び博士の学位は、専攻分野により次のとおりとする。

工学研究科	博士前期課程 修士(工学)
経営情報学研究科	博士前期課程 修士(経営情報学) 修士課程 修士(経営学)
国際人間学研究科	博士前期課程 国際関係学専攻 修士(国際関係学) 言語文化専攻 修士(言語文化学) 心理学専攻 修士(心理学) 歴史学・地理学専攻 修士(歴史学) 修士(地理学)
応用生物学研究科	博士前期課程 修士(応用生物学)
生命健康科学研究科	博士前期課程 生命医科学専攻 修士(生命医科学) 修士課程 看護学専攻 修士(看護学)
教育学研究科	修士課程 修士(教育学)
工学研究科	博士後期課程 博士(工学)
経営情報学研究科	博士後期課程 博士(経営情報学)
国際人間学研究科	博士後期課程 国際関係学専攻 博士(国際関係学) 言語文化専攻 博士(言語文化学) 心理学専攻 博士(心理学) 歴史学・地理学専攻 博士(歴史学) 修士(地理学)
応用生物学研究科	博士後期課程 博士(応用生物学)
生命健康科学研究科	博士後期課程 博士(生命医科学)

4 学位の授与に関しては、中部大学学位規程(昭和46年4月1日制定)の定めるところによる。

第18条 前条第2項に定める者のほか、大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも当該研究科委員会の審査を経て中部大学学位規程の定めるところにより博士の学位を授与することができる。

## 第7章 入学・休学・復学・退学・留学及び最長在学年数

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

第 20 条 修士課程又は博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 83 条の大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者で、その後本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

第 20 条の 2 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、修士課程又は博士前期課程に入学することができる。

- (1) 大学に 3 年以上在学した者であって、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (2) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

第 21 条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は法第 104 条の規定により専門職大学院の課程を修了した者に授与される学位（以下「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 外国の学校、前号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

第 22 条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

第 23 条 入学志願者に対しては、学力検査及び健康診断並びに出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して、入学者を選考する。

2 前項の選考の方法、時期等については、そのつど定める。

第 24 条 前条によって入学を許可された者は、指定の期日までに所定の誓約書に入学期料及び必要書類を添えて入学手続をとらなければならない。

第 25 条 病気その他やむを得ない理由により、2か月以上修学できないときは、理由書を添えて学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、1か年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て延長することができる。

3 休学できる期間は、通算して修士課程又は博士前期課程にあっては 2 年、博士後期課程にあっては 3 年を超えることはできない。

4 休学期間は、第 31 条に規定する在学年数に算入しない。

第 26 条 病気その他の理由により修学することが適当でないと認められた者に対しては、休学を命ずることができる。

第 27 条 前 2 条の場合において、休学の理由が消滅した場合には、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

第 28 条 病気その他の理由により退学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

第 29 条 退学した者が、再入学を願い出た場合は、選考の上、これを許可することができ

る。

第 30 条 大学院が教育上有益と認めるときに限り、外国の大学の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。)との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て当該大学の大学院に留学することができる。

2 第 10 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第 31 条 大学院における最長在学年数は、修士課程及び博士前期課程にあっては 4 年、博士後期課程にあっては 6 年とする。

第 31 条の 2 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 第 31 条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第 25 条第 3 項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 休学期間が終っても所定の手続をしない者
- (4) 死亡した者
- (5) 授業料納付の義務を怠り、督促しても納付しない者

## 第 7 章の 2 研究生及び聴講生

第 32 条 大学院において、特定事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1 年以内とする。ただし、研究期間が満了しても引き続き研究することを志願する者は、当初の研究期間を含め 2 年を超えない範囲において、その期間を延長することができるものとする。

第 33 条 研究料の額は、1 か月 27,500 円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

第 34 条 検定料の額は、35,000 円とし、出願するときに納付しなければならない。

第 35 条 既納の研究料及び検定料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第 36 条 大学院の授業科目のうち特定の科目を聴講することを願い出した者があるときは、大学院の学生の修学を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として許可することができる。

2 聴講生については、別に定める。

## 第 8 章 特別聴講学生

第 37 条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院に在学中の学生で、大学院の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

## 第8章の2 科目等履修生

第37条の2 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合、研究科において適当と認めたときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

第37条の3 科目等履修生を志願することのできる者は、第20条に規定する入学資格を有する者とする。

第37条の4 科目等履修生の入学の時期は、当該授業科目の授業を行う学期の始めとする。

第37条の5 科目等履修生の授業料の額は、1単位につき10,000円とし、指定の期日までに納付しなければならない。

2 検定料の額は、5,000円とし、願い出と同時に納付しなければならない。

3 既納の授業料及び検定料は、理由のいかんを問わず返付しない。

第37条の6 その他科目等履修生に対しては、大学院の学生に関する規定を準用する。

## 第9章 授業料、入学料及び検定料

第38条 大学院の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。ただし、修士課程及び博士前期課程2年又は博士後期課程3年の標準修業年限を超えて在学する者及び私費外国人留学生の授業料の額については、別に定めることができる。

区分		修士課程又は 博士前期課程		博士後期課程			計
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
授業料	工学研究科	(円) 550,000	(円) 560,000	(円) 560,000	(円) 560,000	(円) 560,000	(円) 2,790,000
	経営情報学 研究科	340,000	350,000	350,000	350,000	350,000	1,740,000
	国際人間学 研究科	340,000	350,000	350,000	350,000	350,000	1,740,000
	応用生物学 研究科	550,000	560,000	560,000	560,000	560,000	2,790,000
	生命健康科 学研究科	550,000	560,000	560,000	560,000	560,000	2,790,000
	教育学研究 科	340,000	350,000	—	—	—	690,000
入学料	100,000円						
検定料	35,000円						

第39条 授業料の納付は、各年次に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分

して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、春学期にあっては4月1日から10日、秋学期にあっては10月1日から10日までに納付しなければならない。ただし、新たに入学を許可された者は、指定の期日までに春学期の授業料を納付しなければならない。

第39条の2 春学期又は秋学期の全期間を休学する者のその期の授業料は、納付を免除する。ただし、別に定める在籍料を指定の期日までに納付しなければならない。

第40条 秋学期の納付の時期前に退学する者の納付する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

第41条 経済的な理由により納付が困難な者については、その者の申請に基づいて、当該年度を超えない期間内で納付を猶予することができる。

第42条 入学料は、入学するときに納付しなければならない。ただし、再入学する者その他別に定める者については、入学料の納付を免除する。

2 検定料は、入学又は再入学を出願するときに納付しなければならない。

3 既納の授業料、入学料及び検定料は、返付しない。ただし、入学手続時に納付された授業料の取扱いについては、別に定めることができる。

## 第10章 教員組織

第43条 大学院の授業及び研究指導は、本学の教授、准教授、講師及び助教のうちから担当を命ぜられた者が行う。

2 前項のほか、必要な場合には、兼任の教授、准教授、講師及び助教に委嘱して授業を担当させることができる。

## 第11章 運営組織

第44条 各研究科に研究科長を置く。

第45条 各研究科に研究科の重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

第46条 研究科委員会は、大学院研究指導担当教授をもって組織する。

2 前項の組織には、審議事項に応じ、大学院講義担当の教授、准教授、講師及び助教を加えることができる。

第47条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専攻及び課程の設置、廃止等研究科の組織に関する事項
- (2) 専攻及び課程の授業科目に関する事項
- (3) 学生の入退学、課程の修了等に関する事項
- (4) 学位の論文審査及び試験に関する事項
- (5) 教育職員の資格に関する事項
- (6) その他研究科の重要な事項

第48条 大学院に関する重要事項については、中部大学協議会において審議する。

## 第12章 雜則

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、施行細則で定める。

## 附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

<昭和48年4月1日から平成4年10月13日までの改正附則は省略>

## 附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第8条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この学則は、平成7年2月28日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第8条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成7年度入学の選考にかかる検定料の額は、改正後の第35条及び第38条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

#### **附 則**

- 1 この学則は、平成 9 年 5 月 7 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 9 年度以前に経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程に入学した者については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

#### **附 則**

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

#### **附 則**

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の第 8 条別表にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にか

かわらず、なお従前の額による。ただし、改正後の第38条の規定による授業料の額との均衡を図るため、その額から150,000円を減免するものとする。

### 附 則

この学則は、平成12年9月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程に入学した者については、改正後の第3条、第4条、第6条、第10条第5項、第11条、第17条第1項、第17条第3項、第25条第3項及び第31条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第8条関係)にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

### 附 則

この学則は、平成13年5月22日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第8条関係)にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかわらず、なお従前の額による。

### 附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表(第8条関係)にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科工業物理学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該専攻に係る適用規定は、なお従前の例による。
- 3 国際関係学研究科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、

当該研究科に係る適用規定は、なお従前の例による。

- 4 工学研究科電気工学専攻は、改正後の第6条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該専攻に係る適用規定は、なお従前の例による。
- 5 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表（第8条関係）にかかるわらず、なお従前の例による。

#### **附 則**

この学則は、平成16年12月20日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

#### **附 則**

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この学則は、平成17年5月24日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### **附 則**

この学則は、平成17年10月14日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

#### **附 則**

この学則は、平成17年10月21日から施行し、平成17年9月9日から適用する。

#### **附 則**

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表（第8条関係）にかかるわらず、なお従前の例による。

#### **附 則**

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表2（第8条関係）にかかるわらず、なお従前の例による。

#### **附 則**

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

#### **附 則**

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 21 年 1 月 21 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第 38 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条の 2 第 2 項の幼稚園教諭専修免許状に係る規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表 2（第 8 条関係）にか

かわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に在学する者については、改正後の別表2（第8条関係）にかかるわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第38条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

別表1(第6条第2項関係)

## 教育研究上の目的

研究科・専攻	教育研究上の目的
工学研究科	<p>人間形成に必要な教養、普遍的な幅広い基礎知識、専門知識並びにその応用力を修得し、時代の要請に応え、さらに時代を先取りする工学的技術開発とそれを支える基礎学理の教育研究を行つて、発想を具現化するための複眼的な論理思考法を訓練する。それにより、地域社会から国際社会において幅広く柔軟に活躍できる能力を身に付け、開拓者精神が旺盛で心身共に健全な技術者の育成を行い、有能な人間の育成と研究成果を通じて社会に貢献することを目的とする。</p> <p>博士前期課程では、技術・研究開発においてプロジェクトをリードし、工学的技術とその基礎学理を維持発展させる能力のある高度な技術者の育成を主目的とする。</p> <p>博士後期課程では、技術・研究開発において新しい知見を見出し、新たな工学的技術とその基礎学理を創造的に発展させる能力のある最高度の技術者、研究者及び教育者の育成を目的とする。</p>
機械工学専攻	数学と物理学を基礎とし、知能化により人類の活動を時間的にも空間的にも飛躍的に広げる各種機械並びにシステムを設計・製作・評価・管理する学術分野の教育研究を行い、主として応用力学、環境・エネルギー学、材料強度学、精密工学の領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
電気電子工学専攻	電気・電子・情報通信工学を基盤とする学術分野における教育研究を行い、主として電力工学、電気機械、電子工学、電子応用、情報工学、電子物性及び電子デバイスの領域における基礎学理を研鑽し、時代を先取りした応用開発力のある有能な人間を育成する。
建設工学専攻	土木工学と建築学を基盤として、人間が生活する上で安心・安全な社会基盤と心豊かで快適な建築の環境を整備し、かつ、持続的発展可能な地球環境の開発・保全に関する分野の教育研究を行い、主として土木工学領域（構造工学系、コンクリート工学系、水工学系、地盤工学系、土木計画系）と建築学領域（建築構造学系、建築材料学系、建築環境・設備工学系、建築計画系、都市計画系、建築デザイン系、建築史・意匠系）の2領域12系の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
応用化学専攻	化学の基礎知識、専門知識をより深め、かつ、幅を広げ、それらの応用力を身に付けるとともに、先進的な化学技術者に必要な技術・研究開発能力を養い、地域社会、国、さらには地球的規模における責任を自覚して、産業界をはじめとする社会に貢献する教育研究を行つて、主として有機材料化学、機能材料、物理化学、有機合成化学及び化学工学の領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。
情報工学専攻	情報工学分野に関する基礎知識・理解力を基盤として、当該分野に関する高度な専門的知識と柔軟な問題解決能力、さらに将来国際的に通用する情報技術者・研究者となるための国際的素養を身に付けさせる教育研究を行い、主として情報通信、メディア情報、知能情報及び計算工学の4領域の知識・能力を修得した有能な人間を育成する。

研究科・専攻	教育研究上の目的
経営情報学研究科	<p>経営学・会計学・情報科学及び関連諸専門領域における研究活動とともに、これらの専門領域にまたがる学際的な研究活動を開発する。そして、それらの研究成果を社会に提供するとともに、豊かな教養、自立心、公益意識をもち、広く国際的視野から物事を考え、上記の専門領域に関わる高度の学識・技術を身に付けた専門職業人及び教育者、研究者となる人間を育成することを通じて社会に貢献する。</p> <p>博士課程前期（修士課程）では、上記の教育研究目的に沿い、経営学・会計学・情報科学に関する学識・技術を身に付けた専門職業人の育成に主眼を置く。</p> <p>博士課程後期では、上記の教育研究目的に沿い、経営学・会計学・情報科学に関する高度の学識・技術を身に付け、社会に役立つ新たな知の創造を実現する教育者、研究者となる人間の育成に主眼を置く。</p>
経営情報学専攻	<p>上記の教育研究目的に沿った研究活動を背景に、経営学・会計学・情報科学及び関連専門領域のいずれかに重点を置く高度の学識・技術を身に付け、さまざまな経済活動の効果的な実践に貢献する専門職業人、及び、こうした効果的な経済活動を支援する新たな知の創造に取り組む教育者、研究者となる人間を育成する。</p>
経営学専攻	<p>経営学及び関連専門領域に関する実践的理解を身に付けた以下の3つのタイプのリーダーとなる人間を育成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 技術をベースとしたベンチャー企業を創設し発展に導くリーダー。</li> <li>2. 技術をベースとした社内ベンチャーを興し発展に導くリーダー。</li> <li>3. 技術を活用して企業又は企業活動の仕組みを革新するリーダー。</li> </ol>
国際人間学研究科	<p>人文系諸科学と社会系諸科学に架橋をかけて、人間と文化、民族と国家の研究のフロンティアを拡大し、グローカルな諸問題に挑戦できる知的創造的研究及びさまざまな現場から広く社会貢献を目指した実践的研究ができる人間を育成し、研究成果を通して社会に貢献することを目的とする。</p> <p>博士前期課程では、地域社会の発展に貢献し、国際競争力を有する高度専門職業人・知識人を育成する。</p> <p>博士後期課程では、地域社会の発展に貢献し、国際的指導力を有する教育研究者・知識人を育成する。</p>
国際関係学専攻	<p>政治学、経済学、社会学、人類学などを基盤として、理論と現場感覚、思考力と応用力のバランスを取って、同時代的な社会開発の課題に取り組むことのできる国際人、知的文化人、高度専門職業人及び教育研究者を育成することを目標とし、次の2領域を主要な分野とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「よりよい統治とは何か」を考える政策科学の基礎を掘り下げ、国際的な政治経済開発、国際協力、平和、人権、地球環境等を中心とした国際経済研究の領域。</li> <li>2. 人類文化・社会の多様性を究明するとともに、そこに内在する普遍と特殊、民族や国家の社会文化的個性を明らかにし、人類文化の総体的な理解を目指す領域。</li> </ol>

研究科・専攻	教育研究上の目的
言語文化専攻	<p>言語・文化を基礎とする複合的な教育研究を行い、有為な人間の育成及び多方面の研究を通じて、社会への貢献を目的とし、次の3領域を主要な分野とする。</p> <p>1. 複眼的な視点と国際的な視野を養い、実践的なメディア特性にも通じた情報発信・受信の理論構築の能力を身に付けさせ、ますます多様化する高度情報社会におけるジャーナリストとして通用する人間の育成を目標とする領域。</p> <p>2. 英語そのものに対する理解を深める英語学、英語話者の文化的な側面に焦点を当てた文化学、英語教授法を扱う応用言語学の研究を通じて、高度な知識と教授技能を持った、職業人・教育者・研究者の育成を目標とする領域。</p> <p>3. 日本語学・日本文学・日本文化の専門性を深めながら、相互に関連した教育研究を行って、学際的な視野を持った人間の育成を目標とする領域。</p>
心理学専攻	教育心理学、認知心理学、学習心理学、知覚心理学などに関する分野並びに臨床心理学、障害者心理学、カウンセリングなどの治療教育、適応行動に関する分野の教育研究を通じて、社会に貢献することを目的とする。学校心理学を専門とする高度専門職業人・知識人として学校現場でその能力を発揮できる人間並びに教育研究者を育成する。
歴史学・地理学専攻	歴史学と地理学を教育研究上のディシプリンの両軸とし、時間的意識と空間的意識を統合した知識と教養の修得を目指す。歴史学を主専攻とする者は地理学を副専攻として研究し、地理学を主専攻とする者は歴史学を副専攻として研究することを奨励し、グローバリゼーションとローカリゼーションが同時進行する現代社会の歴史進行を的確に判断できる人材、グローバルに考えローカルに行動できる高度専門職業人並びに教育研究者を育成する。

研究科・専攻	教育研究上の目的
応用生物学研究科	<p>バイオサイエンス・バイオテクノロジーを基盤とする複合的な学術領域における教育研究を行い、有能な人間の育成及び研究を通じて社会に貢献することを目的とする。</p> <p>博士前期課程においては、下記の領域に関して特に先端科学技術を実験・演習を通じて教育し、もって応用生物学分野とりわけ生命分子化学、環境生物学並びに食品科学を基盤とした高度の専門職業人を育成することを主目的とする。</p> <p>博士後期課程においては、「生命・食・環境」の分野で最先端領域の研究実践を通じて指導的な教育研究者、最高度の技術者・開発技術者を育成することを目的とする。</p>
応用生物学専攻	<p>研究科における教育研究は、次の3領域を主要な分野として行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バイオサイエンス・バイオテクノロジーが展開させてきた基盤的な研究方法や技術領域を創造的に継承発展させ、多様な生物機能の選択的な利活用を図る分野を、生命倫理、生物産業倫理の涵養を含めて教育研究する基盤生命科学領域。</li> <li>2. 環境の変化が人間の生活に及ぼす負の影響を予測・予防することを目指し、環境の遺伝子レベルから個体、集団レベルまでの動態解析を基盤とし、多様な生物機能を活用して環境の保全・修復及び循環型社会の構築に係わる分野を、環境倫理の涵養を含めて教育研究する環境生物科学領域。</li> <li>3. 生命科学研究や産業技術開発の成果を、多様な食品の製造、消費過程の改善、改良に適応し、食の安全・安心を追求し、また、健康増進を目指した新たな栄養科学の展開を図る分野を、食の倫理の涵養を含めて教育研究する食品栄養科学領域。</li> </ol>

研究科・専攻	教育研究上の目的
生命健康科学研究科	<p>生命科学に立脚して人間の健康を、保健・衛生学、医学、看護学、医療技術学、工学、農学、理学、薬学の学識・技術を集學的に組み入れて、特に21世紀型の疾患に対する「予防」と「QOL向上」に焦点を絞って追求することを教育研究の基本理念とし、この基本理念のもとで課題の解決に当たる総合力豊かな実践的な教育・研究・技術者／高度専門職業人及び医療人を育成することを目的とする。</p> <p>博士前期課程（修士課程）では、予防の視点を踏まえた高い専門性と総合性を備えた高度専門職業人の育成を主目的とする。</p> <p>博士後期課程では、現代病の予防の実現を目指す教育・研究者の育成を目的とする。</p>
生命医科学専攻	<p>広範囲の学問領域（保健・衛生学、医学、看護学、工学、農学、理学）の複合領域として先端のバイオ技術と医用工学技術を駆使し、科学的根拠に立脚した「予防」の為の新規の方策を看護学専攻とも連携共同して追求するとともに、これらの専門性を基盤で支える学際的で幅広い総合力を育成することを通じて、健康社会実現を推進する実践的かつ指導的な教育・研究・技術者／高度専門職業人を育成する。本専攻における教育研究は、次の3領域を主要な分野として行うが、それぞれの領域を共有する教育研究を積極的に進めて行く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. バイオサイエンス・バイオ技術を深く学び、バイオ技術を駆使して生命医科学、創薬科学及び分子病態学の関わる分野を、生命倫理や社会倫理の涵養を含めて教育研究する基盤病態医科学領域</li> <li>2. 環境衛生学、免疫学や感染症制御学に関わる分野を、ESD（持続可能な発展の為の教育）の精神を踏まえ、科学的根拠に立脚した予防学の確立を目指して教育研究する環境予防医科学領域</li> <li>3. 生命医科学、医療技術学と医用工学の成果を新しい医療の開発に直結させ、健康増進を目指した新しい研究分野を、医の倫理の涵養を含めて教育研究する生命医用技術学領域</li> </ol>

	看護学専攻	<p>少子高齢社会における医療の諸問題を「予防」と「QOL向上」の視点で捉えて看護学に関する学術の理論及び科学的思考力、研究能力、実践能力を備えた指導的な役割を果たすことができる特定領域看護学の研究・教育・EBN 実践者及び高度看護専門職としての看護管理者／組織リーダーを育成する。</p> <p>本専攻における教育研究は、次の3領域を主要な分野として進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合看護学領域：看護教育制度、災害看護、看護倫理等にかかる課題を教育研究する看護学教育分野、組織のリーダーとして看護の質向上並びに組織の活性化を目指した課題を教育研究する看護管理学分野で構成する。</li> <li>2. 生活支援看護学領域：この領域は3つの分野からなり、それぞれが、現代の医療・看護の問題を「予防」「QOL」の視点で捉えて教育研究を進める。3つの分野は、施設・在宅で療養する成人・高齢者及び家族の支援に関わる課題を教育研究する療養支援看護学、病院・地域における精神障害者と家族の支援に関わる課題を教育研究する精神看護学分野、地域の健康問題並びに地域ケアシステム、産業保健に関する健康問題を教育研究する地域保健看護学分野とで構成する。</li> <li>3. 発達看護学領域：慢性疾患をもつ小児の QOL の向上、療養生活を支える看護、家族への支援に関わる課題を教育研究する小児看護学分野、女性の QOL の向上、家族のリプロダクティブ・ヘルス・ケアを支援する看護に関わる課題を教育研究する母性看護学分野で構成する。</li> </ol>
--	-------	--

研究科・専攻	教育研究上の目的
教育学研究科	<p>教育学・保育学、教育心理学、教科教育学を基盤とする複合的な学術領域における次世代教育等の教育研究を行うことを基本理念とし、主に幼児期・児童期における人格形成基盤を体系的に支援することのできる高度な専門的知識・能力を持つ教育・研究者／高度専門職業人を育成することを目的とする。</p>
教育学専攻	<p>教育学・保育学、教育心理学、教科教育学の領域を主要な分野として、「次世代教育」取り分け幼児期・児童期における人格形成基盤を体系的に支援する教育学の専門領域における教育・研究を目指す高度な教育専門職／教育学に関する学術の理論、次の3領域の基幹科目で研究能力を、それらの専門科目で実践能力を備え、保育や教育の現場で指導的な役割を果たすことのできる高度専門職業人を育成する。</p> <p>本専攻における教育研究は、次の3領域を主要な分野として行うが、主として基幹科目で研究能力を、専門科目で実践能力を養成することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育学・保育学領域：教育方法学、教育史学、幼児教育学の基幹科目で学術的な研究能力を修得し、専門科目の教育史学特論で学級経営実践史、学校教育学特論でスクールマネジメント、比較幼児教育特論で世界の幼児教育、保育学特論で保育実践等の実践能力を修得する。</li> <li>2. 教育心理学領域：教育心理学、発達心理学、障害者（児）心理学の基幹科目で学術的な研究能力を修得し、専門科目の教育心理学研究法特論でデータ解析の基礎、社会心理学特論で調査法・実験法、教育相談学特論でカウンセリングマインド、異文化心理学特論で異文化理解等の実践能力を修得する。</li> <li>3. 教科教育学領域：社会科教育学、算数・数学教育学、体育・健康教育学、国語教育、科学教育の基幹科目で学術的な研究能力を修得し、専門科目の特別支援教育特論で障害児教育の実践的資質、教育マネジメント特論で地域との連携法やカリキュラム編成力、発達障害児支援特論で発達支援力の実践を修得する。</li> </ol>

別表2(第8条関係) 授業科目及び単位数

工学研究科 機械工学専攻 博士前期課程

授業科目		単位数	備考
選択	設計工学特別研究A	6	履修の方法
	設計工学特別研究B	6	指導教授の指導のもと
	エネルギー工学特別研究A	6	に特別研究A、Bを含
	エネルギー工学特別研究B	6	め、計30単位以上修得
	生産工学特別研究A	6	すること。
	生産工学特別研究B	6	特別研究Bは、工学
	精密工学特別研究A	6	研究科委員会の承認
	精密工学特別研究B	6	を得て、1年次に受講し
	弾性力学	2	単位を取得するこ
	計算力学	2	とができる。
研究科共通	熱工学	2	
	波動工学	2	
	流体力学	2	
	材料強度学	2	
	接合工学	2	
	機械材料学	2	
	機械加工学	2	
	エネルギー工学	2	
	精密工学	2	
	機械加工システム	2	

工学研究科 機械工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考
	機械工学特別研究A 機械工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
研究科共通	先端工学特論	2	

工学研究科 電気電子工学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数	備考
電力工学特別研究A	6	履修の方法
電力工学特別研究B	6	指導教授の指導のも
電気機械特別研究A	6	とに特別研究A、Bを含
電気機械特別研究B	6	め、計30単位以上修得
電子工学特別研究A	6	すること。
電子工学特別研究B	6	特別研究Bは、工学
電子応用特別研究A	6	研究科委員会の承認
電子応用特別研究B	6	を得て、1年次に受講し
情報工学特別研究A	6	単位を取得する事が
情報工学特別研究B	6	できる。
電子物性学特別研究A	6	
電子物性学特別研究B	6	
電子デバイス特別研究A	6	
電子デバイス特別研究B	6	
電気磁気学特論	2	
電力工学特論	2	
放電現象特論A	2	
放電現象特論B	2	
電気エネルギー変換機器特論A	2	
電気エネルギー変換機器特論B	2	
パワーエレクトロニクス特論A	2	
パワーエレクトロニクス特論B	2	
電子工学特論	2	
選 択		
電子光デバイス特論A	2	
電子光デバイス特論B	2	
分析科学特論	2	
通信工学特論A	2	
通信工学特論B	2	
回路工学特論	2	
ナノビーム工学特論	2	
電子応用特論	2	
人工知能特論	2	
適応信号処理特論	2	
メディア情報処理特論	2	
計算機プログラミング特論	2	

	電気電子材料特論A	2	
	電気電子材料特論B	2	
	電子物性学特論A	2	
	電子物性学特論B	2	
	薄膜工学特論A	2	
	薄膜工学特論B	2	
	システム制御特論	2	
	集積回路特論	2	
	コンピュータ応用特論	2	
	ナノ物性デバイス特論	2	
	超電導工学特論	2	
研究 科共 通	ナノテクノロジー概論	2	
	高速現象と可視化技術	2	
	工業数学特別講義	2	
	情報数理工学特別講義	2	
	原子力工学特別講義	2	
	技術英語特別講義A	2	
	技術英語特別講義B	2	

工学研究科 電気電子工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
	電気電子工学特別研究A 電気電子工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
研究 科 共 通	先端工学特論	2	

工学研究科 建設工学専攻 博士前期課程

授業科目			単位数	備考
土木工学講座	特別研究	土木工学特別研究A	4	履修の方法
		土木工学特別研究B	4	・土木工学講座 指導教授の指導のもとに特別研究A、Bを含め、計30単位以上修得すること。
	力学系	構造力学特論A	2	・建築学講座 指導教授の指導のもとに特別研究A、B及び建築学特論ゼミナールA、Bを含め、計30単位以上修得すること。
		構造力学特論B	2	
		座屈・耐荷力特論	2	
		水理学特論	2	
		地盤力学特論	2	
	工学系	橋梁工学特論	2	
		コンクリート工学特論	2	
		コンクリート維持管理特論	2	
		鉄筋コンクリート構造特論	2	
		河海工学特論	2	
		水環境工学特論	2	
		地盤工学特論A	2	
		地盤工学特論B	2	
	計画系	社会資本計画特論	2	
		交通計画特論	2	特別研究Bは、工学研究科委員会の承認を得て、1年次に受講し単位を取得することができる。
建築学講座	特別研究	建築学特別研究A	4	
		建築学特別研究B	4	
		建築学特別ゼミナールA	2	
		建築学特別ゼミナールB	2	
	工学系	構造解析特論	2	
		耐震構造設計特論	2	
		応用弹性学特論	2	
		建築材料学特論	2	
		建築施工学特論	2	
		建築環境工学特論	2	
		建築環境計画特論	2	
		建築設備特論	2	

建築学講座	計画系	西洋建築特論	2	
		日本建築特論	2	
		地域施設計画特論	2	
		建築デザイン特論	2	
		都市計画特論	2	
		建築計画特論	2	
		建築デザイン演習A	2	
		建築デザイン演習B	2	
講座共通		数値解析学特論・演習A	2	
		数値解析学特論・演習B	2	
		社会実習A	2	
		社会実習B	2	
研究科共通		ナノテクノロジー概論	2	
		高速現象と可視化技術	2	
		工業数学特別講義	2	
		情報数理工学特別講義	2	
		原子力工学特別講義	2	
		技術英語特別講義A	2	
		技術英語特別講義B	2	

工学研究科 建設工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考
	建設工学特別研究A 建設工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
研究科共通	先端工学特論	2	

工学研究科 応用化学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数	備考
物理化学特別研究A	6	履修の方法
物理化学特別研究B	6	指導教授の指導のもと に特別研究A、Bを含め、計30単位以上修得
機能材料特別研究A	6	すること。
機能材料特別研究B	6	特別研究Bは、工学
有機材料化学特別研究A	6	研究科委員会の承認
有機材料化学特別研究B	6	を得て、1年次に受講し
化学工学特別研究A	6	単位を取得する能够
化学工学特別研究B	6	できる。
有機合成化学特別研究A	6	
有機合成化学特別研究B	6	
選択		
溶液化学特論A	2	
溶液化学特論B	2	
物性化学特論A	2	
物性化学特論B	2	
機能材料特論A	2	
機能材料特論B	2	
無機ファイン材料特論A	2	
無機ファイン材料特論B	2	
有機材料化学特論A	2	
有機材料化学特論B	2	
材料化学特論A	2	
材料化学特論B	2	
化学工学特論A	2	
化学工学特論B	2	
反応工学特論A	2	
反応工学特論B	2	
有機反応特論A	2	
有機反応特論B	2	
有機合成化学特論A	2	
有機合成化学特論B	2	

研究 科 共 通	ナノテクノロジー概論	2	
	高速現象と可視化技術	2	
	工業数学特別講義	2	
	情報数理工学特別講義	2	
	原子力工学特別講義	2	
	技術英語特別講義A	2	
	技術英語特別講義B	2	

工学研究科 応用化学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
	応用化学特別研究A 応用化学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
研究 科 共 通	先端工学特論	2	

工学研究科 情報工学専攻 博士前期課程

授業科目		単位数	備考
	情報通信特別研究A 情報通信特別研究B メディア情報特別研究A メディア情報特別研究B 知能情報特別研究A 知能情報特別研究B 計算工学特別研究A 計算工学特別研究B	6 6 6 6 6 6 6 6	履修の方法 指導教授の指導のもとに特別研究A、Bを含め、計30単位以上修得すること。 特別研究Bは、工学研究科委員会の承認を得て、1年次に受講し
選択	記号計算特論 通信工学特論 機械学習特論 ニュートラル情報処理特論 情報通信方式特論 コンピュータビジョン特論A コンピュータビジョン特論B 数値解析特論A 数値解析特論B 情報流通システム特論 生体情報工学特論 シミュレーション工学特論A シミュレーション工学特論B バイオインフォマティックス特論 社会実習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	単位を取得することができる。
研究科共通	ナノテクノロジー概論 高速現象と可視化技術 工業数学特別講義 情報数理工学特別講義 原子力工学特別講義 技術英語特別講義A 技術英語特別講義B	2 2 2 2 2 2 2	

工学研究科 情報工学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考
	情報工学特別研究A 情報工学特別研究B	④ ④	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
研究科共通	先端工学特論	2	

経営情報学研究科 経営情報学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目			単位数	備考
基礎科目	情報	情報システム I ネットワークシステムA	2 2	履修の方法 基礎科目群の3分野(情報・会計・経営)にわたり各1科目2単位以上、合計6単位以上、演習科目8単位、合計32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	会計	財務会計 I 会計原理 I	2 2	
	経営	経営管理 経営政策	2 2	
インフォメーション科目群	ネットワークシステムB ネットワークシステムC プログラミングA プログラミングB 情報セキュリティ SQLとデータベース データ処理とシミュレーション パターン認識と人工知能 グラフィックと画像処理 エージェント機能 Webコンテンツの開発 e-ラーニング ネットワーク構築実習 システム開発実習		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	財務会計 II 会計原理 II 税法A 税法B 会計情報システム I 会計情報システム II 簿記論A 簿記論B 管理会計 会計管理 I 会計管理 II		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

ビジネス・マネジメント科目群	経営組織	2	
	経営行動	2	
	金融経済論	2	
	組織デザイン	2	
	行動科学	2	
	日本企業論	2	
	近・現代日本経営史	2	
	経済理論	2	
	日本経済論	2	
	財政政策	2	
演習科目	国際経済論	2	
	専門実践実習A	2	
	専門実践実習B	2	
	経営情報学演習A	②	
	経営情報学演習B	②	
	経営情報学演習C	②	
	経営情報学演習D	②	

経営情報学研究科 経営情報学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目	単位数	備考
経営政策特論	4	講義科目3科12単位以上、専門研究演習12単位、合計24単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出し、その審査に合格すること。
財務会計特論	4	
管理会計特論	4	
経営財務特論	4	
マーケティング特論	4	
経営組織特論	4	
人的資源管理特論	4	
生産管理特論	4	
経営学研究方法特論	4	
データ解析特論	4	
経済分析特論	4	
情報システム特論	4	
オペレーションズリサーチ特論	4	
シミュレーション特論	4	
情報メディア特論	4	
人工知能特論	4	
時系列データ処理特論	4	
データベース特論	4	
専門研究演習A	④	
専門研究演習B	④	
専門研究演習C	④	

経営情報学研究科 経営学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

	授業科目	単位数	備考
基礎科目群	経営管理	2	履修の方法
	経営政策	②	基礎科目群から16単位以上、経営発展科目群、ベンチャーマネジメント科目群及び技術マネジメント科目群から16単位以上(ベンチャーマネジメント科目群及び技術マネジメント科目群から10単位以上を含む。)、演習科目4単位、合計40単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	会計管理 I	2	
	経営財務 I	2	
	マーケティング I	2	
	経営組織	2	
	人的資源管理 I	2	
	生産管理 I	2	
	情報システム I	2	
	経営法務	2	
経営発展科目群	新技術動向	②	
	会計管理 II	2	
	経営財務 II	2	
	マーケティング II	2	
	生産管理 II	2	
	人的資源管理 II	2	
	国際経営戦略	2	
	消費者行動分析	2	
	金融経済論	2	
	物流管理	2	
ベンチャーマネジメント科目群	統計学	2	
	データ解析	2	
	環境経営	2	
	経済政策と企業経営	2	
	ベンチャービジネス論	2	
	組織変換論	2	
	中小企業の経営革新	2	
	実践経営思想	2	

技術マネジメント科目群	R&Dマネジメント	2	
	先端技術応用	2	
	情報技術と経営	2	
	情報システムⅡ	2	
	ネットワークシステムA	2	
	ネットワークシステムB	2	
	情報技術応用	2	
演習科目	経営学演習Ⅰ	②	
	経営学演習Ⅱ	②	

国際人間学研究科 国際関係学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

区分	授業科目	単位数	備考
共通科目	研究方法論 臨地研究論 近代世界表象体系	② ② 2	履修の方法 指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計30単位以上修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
国際政治経済研究コース	政治経済研究特論	2	
	国際法特論	2	
	国際政治学特論	2	
	国際経済学特論	2	
	国際機構論	2	
	応用計量経済学	2	
	国際金融論	2	
	国際協力論	2	
	開発経済学特論	2	
	開発ガバナンス論	2	
国際社会文化研究コース	発展途上国論	2	
	国際社会開発論	2	
	社会文化研究特論	2	
	文化人類学特論	2	
	国際社会学特論	2	
	観光人類学論	2	
	国際ジェンダー論	2	
	比較文明論	2	
	比較環境論	2	
	比較社会史論	2	
	比較宗教論	2	
	ヨーロッパ社会文化研究特論	2	
	アメリカ社会文化研究特論	2	
	中東・アフリカ社会文化研究特論	2	
	中国・アジア社会文化研究特論	2	
	国際比較文明特論 I	2	
	国際比較文明特論 II	2	
	地域言語特殊研究 I	2	
	地域言語特殊研究 II	2	

特別研究	研究指導A	(2)	
	研究指導B	(2)	
	研究指導C	(2)	
	研究指導D	(2)	
	課題指導A	2	
	課題指導B	2	
	課題指導C	2	
	課題指導D	2	
研究科共通	日本語論文の書き方 I	2	※修了要件に含めない
	日本語論文の書き方 II	2	※修了要件に含めない

国際人間学研究科 国際関係学専攻 博士後期課程

	授業科目	単位数	備考
国際政治経済分野	国際政治経済学専門研究演習A	2	履修の方法 専門研究演習8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	国際政治経済学専門研究演習B	2	
	国際政治経済学専門研究演習C	2	
	国際政治経済学専門研究演習D	2	
	国際政治経済学専門研究演習E	2	
国際社会文化分野	国際社会文化専門研究演習A	2	
	国際社会文化専門研究演習B	2	
	国際社会文化専門研究演習C	2	
	国際社会文化専門研究演習D	2	
	国際社会文化専門研究演習E	2	
比較文明論分野	国際比較文明論専門研究演習A	2	
	国際比較文明論専門研究演習B	2	
	国際比較文明論専門研究演習C	2	
	国際比較文明論専門研究演習D	2	

国際人間学研究科 言語文化専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

区分	授業科目	単位数	備考
ジャーナリズムコース	研究基礎A(情報収集) 研究基礎B(メディア・クリティシズム)	② ②	指導教授の指導のもとに、コースの定める必修科目を含め、計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	現代国家・制度特論	2	
	現代史特論	2	
	情報産業・流通特論	2	
	現代社会特論	2	
	社会心理学特論	2	
	情報技術とメディア特論	2	
	ジャーナリズムと倫理特論	2	
	現代の広報特論	2	
	報道記事作成技法	2	
	ドキュメンタリー作成技法	2	
プロジェクト	プロジェクトA	②	
	プロジェクトB	②	
	プロジェクトC	②	
	プロジェクトD	②	
特別研究	研究指導A	②	
	研究指導B	②	
	研究指導C	②	
	研究指導D	②	
英語圏言語文化コース	応用言語学特論A 応用言語学特論B 応用言語学特論C 応用言語学特論D 英語教育法特論A 英語教育法特論B 英語教育法特論C 英語教育法特論D 英語学特論A 英語学徳論B 英語学特論C	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	・英語圏言語文化コース 指導教授の指導のもとに、英語圏言語文化総論A, B, C, D及び必修科目を含め、計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

	英語学特論D	2	
	英語学特論E	2	
	英語学特論F	2	
	英語学特論G	2	
	英語学特論H	2	
	英米文学特論A	2	
	英米文学特論B	2	
	英米文学特論C	2	
	英米文学特論D	2	
	英語圏言語文化総論A	2	
	英語圏言語文化総論B	2	
	英語圏言語文化総論C	2	
	英語圏言語文化総論D	2	
日本語日本文化コース	日本語学特論A	2	・日本語日本文化コース 指導教授の指導のもと
	日本語学特論B	2	に、必修科目を含め、計
	日本語学特論C	2	30単位以上を修得し、
	日本語学特論D	2	かつ、修士論文を提出
	日本語教育学特論A	2	し、その審査及び試験
	日本語教育学特論B	2	に合格すること。
	日本語教育学特論C	2	
	日本語教育学特論D	2	
	古典文学特論A	2	
	古典文学特論B	2	
	古典文学特論C	2	
	古典文学特論D	2	
	近代文学特論A	2	
	近代文学特論B	2	
	近代文学特論C	2	
	近代文学特論D	2	
	日本文化特論A	2	
	日本文化特論B	2	
	日本文化特論C	2	
	日本文化特論D	2	
	伝承文芸特論A	2	
	伝承文芸特論B	2	
	伝承文芸特論C	2	
	伝承文芸特論D	2	
特別研究	研究指導B	②	
	研究指導C	②	
	研究指導D	②	

共通	近代世界表象体系	2	
研究科共通	日本語論文の書き方 I	2	※修了要件に含めない
	日本語論文の書き方 II	2	※修了要件に含めない

国際人間学研究科 言語文化専攻 博士後期課程

区分	授業科目	単位数	備考
メディア・コミュニケーション分野	メディア・コミュニケーション専門研究A メディア・コミュニケーション専門研究B メディア・コミュニケーション専門研究C メディア・コミュニケーション専門研究D	2 2 2 2	専門研究演習8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
英語化分野	英語圏言語文化専門研究A 英語圏言語文化専門研究B 英語圏言語文化専門研究C 英語圏言語文化専門研究D	2 2 2 2	
日本化分野	日本言語文化専門研究A 日本言語文化専門研究B 日本言語文化専門研究C 日本言語文化専門研究D	2 2 2 2	

国際人間学研究科 心理学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

区分	授業科目	単位数	備考
心理学科目群	心理学研究法特論	2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
	知覚心理学特論A	2	
	知覚心理学特論B	2	
	健康心理学特論A	2	
	健康心理学特論B	2	
学校心理学科目群	認知心理学特論A	2	
	認知心理学特論B	2	
	社会心理学特論A	2	
	社会心理学特論B	2	
	発達心理学特論A	2	
	発達心理学特論B	2	
	臨床心理学特論	2	
	教育心理学特論	2	
	学習指導法特論A	2	
	学習指導法特論B	2	
	学校教育特論A	2	
	学校教育特論B	2	
	障害児心理学特論	2	
	生徒指導特論A	2	
	生徒指導特論B	2	
	心理検査法特論A	2	
	心理検査法特論B	2	
特別研究	学校カウンセリング特論A	2	
	学校カウンセリング特論B	2	
	教育統計学特論	2	
	研究指導A	②	
研究科共通	研究指導B	②	
	課題指導A	②	
	課題指導B	②	
	日本語論文の書き方 I	2	※修了要件に含めない
	日本語論文の書き方 II	2	※修了要件に含めない

国際人間学研究科 心理学専攻 博士後期課程

授業科目	単位数	備考
学習心理学専門研究A I	2	
学習心理学専門研究A II	2	
学習心理学専門研究B I	2	
学習心理学専門研究B II	2	
学習心理学専門研究C I	2	
学習心理学専門研究C II	2	
教育心理学専門研究A I	2	
教育心理学専門研究A II	2	
教育心理学専門研究B I	2	
教育心理学専門研究B II	2	
教育心理学専門研究C I	2	
教育心理学専門研究C II	2	
認知心理学専門研究A I	2	
認知心理学専門研究A II	2	
認知心理学専門研究B I	2	
認知心理学専門研究B II	2	
認知心理学専門研究C I	2	
認知心理学専門研究C II	2	
臨床心理学専門研究A I	2	
臨床心理学専門研究A II	2	
臨床心理学専門研究B I	2	
臨床心理学専門研究B II	2	
臨床心理学専門研究C I	2	
臨床心理学専門研究C II	2	

国際人間学研究科 歴史学・地理学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

区分	授業科目	単位数	備考
共通科目	近代世界表象体系	2	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計30単位以上修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
歴史学コース	日本古代史特論Ⅰ	2	履修方法について は、「歴史学コース」又 は「地理学コース」のい ずれかを主専攻とし て、当該コースの特別 研究を必修とし、講義 科目については両コー スそれぞれの科目群か ら2単位以上を修得し なければならない。
	日本古代史特論Ⅱ	2	
	日本中世史特論Ⅰ	2	
	日本中世史特論Ⅱ	2	
	日本近世史特論Ⅰ	2	
	日本近世史特論Ⅱ	2	
	日本近代史特論Ⅰ	2	
	日本近代史特論Ⅱ	2	
	日本現代史特論Ⅰ	2	
	日本現代史特論Ⅱ	2	
	アジア史特論Ⅰ	2	
	アジア史特論Ⅱ	2	
	中国史特論Ⅰ	2	
	中国史特論Ⅱ	2	
	ヨーロッパ史特論Ⅰ	2	
	ヨーロッパ史特論Ⅱ	2	
	アメリカ史特論Ⅰ	2	
	アメリカ史特論Ⅱ	2	
	社会経済史特論Ⅰ	2	
	社会経済史特論Ⅱ	2	
	思想史特論Ⅰ	2	
	思想史特論Ⅱ	2	
	文化史特論Ⅰ	2	
	文化史特論Ⅱ	2	
	技術史特論Ⅰ	2	
	技術史特論Ⅱ	2	
	美術史特論Ⅰ	2	
	美術史特論Ⅱ	2	
	歴史学研究Ⅰ	2	
	歴史学研究Ⅱ	2	
	歴史学研究Ⅲ	2	
	歴史学研究Ⅳ	2	

地理学コース	経済地理学特論 I	2	
	経済地理学特論 II	2	
	歴史地理学特論 I	2	
	歴史地理学特論 II	2	
	文化地理学特論 I	2	
	文化地理学特論 II	2	
	都市地理学特論 I	2	
	都市地理学特論 II	2	
	地理情報学特論 I	2	
	地理情報学特論 II	2	
	都市政策学特論 I	2	
	都市政策学特論 II	2	
	自然地理学特論 I	2	
	自然地理学特論 II	2	
	地誌学特論 I	2	
	地誌学特論 II	2	
	地理学研究 I	2	
	地理学研究 II	2	
	地理学研究 III	2	
	地理学研究 IV	2	
特別研究	研究指導 I	②	
	研究指導 II	②	
	研究指導 III	②	
研究科共通	日本語論文の書き方 I	2	※修了要件に含めない
	日本語論文の書き方 II	2	※修了要件に含めない

国際人間学研究科 歴史学・地理学専攻 博士後期課程

区分	授業科目	単位数	備考
歴史学分野	歴史学専門研究演習 A (日本近世地域史)	2	指導教授の指導のもとに、専門研究演習8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。 履修方法については「歴史学コース」又は「地理学コース」のいずれかを主専攻とし、必要に応じて当該分野以外の専門研究演習を副専攻として修得すること。
	歴史学専門研究演習 B (日本近代外交史)	2	
	歴史学専門研究演習 C (日本思想史)	2	
	歴史学専門研究演習 D (比較経済史)	2	
	歴史学専門研究演習 E (現代政治史)	2	
	歴史学専門研究演習 F (東アジア思想史)	2	
	歴史学専門研究演習 G (ヨーロッパ文化史)	2	
	歴史学専門研究演習 H (科学技術史)	2	
地理学分野	地理学専門研究演習 A (歴史地域論)	2	「歴史学コース」又は「地理学コース」のいずれかを主専攻とし、必要に応じて当該分野以外の専門研究演習を副専攻として修得すること。
	地理学専門研究演習 B (日本地域産業論)	2	
	地理学専門研究演習 C (都市地域構造論)	2	
	地理学専門研究演習 D (都市地域再生論)	2	
	地理学専門研究演習 E (空間分析論)	2	

応用生物学研究科 応用生物学専攻 博士前期課程

	授業科目	単位数	備考
特別研究	基盤生命科学特別研究A	4	履修の方法
	基盤生命科学特別研究B	4	指導教授の指導のもとに、特別研究A、B、演習A、Bを含め、
	環境生物科学特別研究A	4	30単位以上を修得し、かつ、必要な研究
	環境生物科学特別研究B	4	指導を受けた上で、
	食品栄養科学特別研究A	4	修士論文を提出し、
	食品栄養科学特別研究B	4	その審査及び試験に合格すること。「特別研究B」及び「演習B」は、応用生物学研究科委員会の承認を得て、1年次に受講し単位を取得することができる。
	生命人間学特別研究A	4	
	生命人間学特別研究B	4	
演習科目	基盤生命科学演習A	2	
	基盤生命科学演習B	2	
	環境生物科学演習A	2	
	環境生物科学演習B	2	
	食品栄養科学演習A	2	
	食品栄養科学演習B	2	
	生命人間学演習A	2	
	生命人間学演習B	2	
講義科目	基盤生命科学特別講義A	1	
	基盤生命科学特別講義B	1	
	環境生物科学特別講義A	1	
	環境生物科学特別講義B	1	
	食品栄養科学特別講義A	1	
	食品栄養科学特別講義B	1	
	生命人間学特別講義	1	
	細胞生物学特論	2	
	細胞工学特論	2	
	分子生物学特論	2	
	遺伝子工学特論	2	
	生命科学特論	2	
	応用微生物学特論	2	
	有機化学特論	2	
	環境科学特論	2	
	環境生物学特論	2	
	環境保全学特論	2	
	食品栄養化学特論	2	
	食品製造学特論	2	
	食品分析学特論	2	

形態解析学特論	2
病態科学討論	2
感染防御科学特論	2
生物工学特論	2
微生物学研究法特論	2
細胞生物学研究法特論	2
植物分子生物学研究法特論	2
生物有機化学研究法特論	2
環境科学研究法特論	2
環境生態学研究法特論	2
環境生物学研究法特論	2
食品栄養科学研究法特論	2
食品製造学研究法特論	2
分析化学研究法特論	2
応用生物科学研究法特論	2
生命人間学研究法特論	2

応用生物学研究科 応用生物学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授 業 科 目		単 位 数	備 考
特別研究	応用生物学特別研究	⑧	指導教授の指導のもとに、必修科目を含め8単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。

生命健康科学研究科 生命医科学専攻 博士前期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考
研究科共通科目 導入科目	生と死の文明論 ヘルスプロモーション論 疾病予防科学概論 医用技術の未来学 生命健康科学研究法 A (生命医科学概論) 生命健康科学研究法 B (疫学統計)	② ② ① 1 ① 1	履修の方法 指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計 30 単位以上修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
生命医科学専攻共通科目 特論	分子生物学特論 生命制御学特論 形態解析学特論 病理病態学特論 環境予防医学特論 環境医科学特論 感染症防御医科学特論 先端薬物科学特論 先端医用材料工学特論 バイオインフォマティクス特論 先端医療技術特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
生命医科学専攻共通科目 特別講義	基盤病態医学特別講義 環境予防医学特別講義 生命医用技術学特別講義	1 1 1	
研究分野 実験	高分子高次解析実験 遺伝子高次操作実験 A (分子細胞学) 遺伝子高次操作実験 B (遺伝子改变) 生体材料高次分析実験 先端臨床生理学実験	1 1 1 1 1	
研究分野 基盤病態医学領域	基盤病態医学特別研究 A (基盤病態基礎研究) 基盤病態医学特別研究 B (基盤病態発展研究) 基盤病態医学演習 A (分子生物学基礎) 基盤病態医学演習 B (分子形態学基礎) 基盤病態医学演習 C (分子生物学発展) 基盤病態医学演習 D (分子形態学発展)	6 6 2 2 2 2	

環境 予防 医 科 学 領 域	環境予防医学特別研究A (環境予防基礎研究)	6
	環境予防医学特別研究B (環境予防発展研究)	6
	環境予防医学演習A (環境因子誘導疾患基礎)	2
	環境予防医学演習B (感染症・生活習慣病基礎)	2
	環境予防医学演習C (環境因子誘導疾患発展)	2
	環境予防医学演習D (感染症・生活習慣病発展)	2
生命 医 用 技 術 学 領 域	生命医用技術学特別研究A (生命医用技術基礎研究)	6
	生命医用技術学特別研究B (生命医用技術発展研究)	6
	生命医用技術学演習A (生命医用工学基礎)	2
	生命医用技術学演習B (医用技術学基礎)	2
	生命医用技術学演習C (生命医用工学発展)	2
	生命医用技術学演習D (医用技術学発展)	2

生命健康科学研究所 生命医科学専攻 博士後期課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

生命健康科学研究科 看護学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考	
研究科共通科目	導入科目	生と死の文明論 ヘルスプロモーション論 疾病予防科学概論 医用技術の未来学 生命健康科学研究法 A (生命医科学概論) 生命健康科学研究法 B (疫学統計)	2 ② 1 1 1 ①	履修の方法 指導教授の指導のもとに、必修科目を含め、計 30 単位以上修得し、かつ、修士論文を提出し、その審査及び試験に合格すること。
共通科目	看護学専攻	看護理論 看護研究方法論 E BN 概論 看護倫理学 看護情報マネジメント論 コンサルテーション論	2 ② 2 1 2 2 2	
研究分野	総合看護学領域	看護教育学特論 I 看護教育学特論 II 看護教育学課題演習 看護教育学課題実習 看護管理学特論 I 看護管理学特論 II 看護管理学課題演習 看護管理学課題実習 A (基盤実習) 看護管理学課題実習 B (発展実習) 看護管理学セミナー 看護管理学課題研究 A (基礎研究) 看護管理学課題研究 B (発展研究) 総合看護学特別研究 A (基礎研究) 総合看護学特別研究 B (発展研究)	2 2 4 2 2 2 4 2 2 2 2 4 4 4 4	

研究分野	療養支援看護学特論 I	2
	療養支援看護学特論 II A (成人看護学)	2
	療養支援看護学特論 II B (老年看護学)	2
	療養支援看護学課題演習	4
	療養支援看護学課題実習	2
	精神看護学特論 I	2
	精神看護学特論 II	2
	精神看護学課題演習	4
	精神看護学課題実習	2
	地域保健看護学特論 I	2
	地域保健看護学特論 II	2
	地域保健看護学課題演習	4
	地域保健看護学課題実習	2
	生活支援看護学特別研究 A (基礎研究)	4
	生活支援看護学特別研究 B (発展研究)	4
発達看護学領域	発達看護学特論 A (小児看護学)	2
	発達看護学特論 B (母性看護学)	2
	家族看護学特論	2
	発達看護学課題演習	4
	発達看護学課題実習	2
	発達看護学特別研究 A (基礎研究)	4
	発達看護学特別研究 B (発展研究)	4

教育学研究科 教育学専攻 修士課程

(単位数に○印のある科目は必修科目)

授業科目		単位数	備考
基幹科目	保育教育学領域	教育方法学研究	④
		教育史学研究	4
		幼児教育学研究	④
	教育心理学領域	教育心理学研究	④
		発達心理学研究	4
		障害者（児）心理学研究	4
	教科領域教育学	社会科教育学研究	4
		算数・数学教育学研究	4
		体育・健康教育学研究	4
		国語教育研究	4
		科学教育研究	4
専門科目	保育教育学領域	教育史学特論	2
		学校教育学特論	2
		比較幼児教育特論	2
		保育学特論	2
	教育心理学領域	教育心理学研究法特論	2
		社会心理学特論	2
		教育相談学特論	2
		異文化心理学特論	2
	教科領域教育学	特別支援教育特論	2
		教育マネジメント特論	2
		発達障害児支援特論	2
特別研究	教育学特別研究		④